

NHK 情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第 27 号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

本人より、NHK のホームページの「NHK 情報公開の実施状況（平成 25 年度下半期）資料編 1. 平成 25 年下半期の『開示の求め』の処理概要」の「465 2014/3/31 本部 技術情報・スクランブル化の可能性、現状のレベル（地上波、衛星波別）開示」欄（以下、465 欄）について保有個人データの利用停止の求めがあった。

NHK は、保有個人データの利用停止の求めに対し不実施の連絡をした。

これに対して、本人から再検討の求めがあった。

2 NHK の見解の要旨

465 欄には保有個人データが含まれていないので、保有個人データの利用停止の求めの対象ではない。

3 審議委員会の判断

465 欄には保有個人データが含まれていないと認められ、NHK の取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成 26 年 11 月 7 日（第 204 回審議委員会）個人情報第 27 号諮問、審議

11 月 17 日（第 205 回審議委員会）審議

12 月 5 日（第 206 回審議委員会）審議、答申